

京都市告示第 350 号

京都市林産物需要拡大センターの指定管理者である財団法人きょうと京北ふるさと公社から、京都市林産物需要拡大センター条例第 4 条第 1 項ただし書の規定に基づき、開所時間及び休所日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 21 年 12 月 3 日

京都市長 門川 大作

1 開所時間の変更

変更開所時間	現行開所時間
平成 21 年 12 月 9 日 午前 9 時から 午後 4 時まで	平成 21 年 12 月 9 日 午前 9 時から 午後 6 時まで

2 休所日の変更

変更休所日	現行休所日
平成 21 年 12 月 29 日から 平成 22 年 1 月 3 日まで	平成 21 年 12 月 28 日から 平成 22 年 1 月 4 日まで

(産業観光局農林振興室林業振興課)